

第3章 振興計画のねらいと考え方

1. 振興計画策定の基本的考え方

(1) 計画の目的

近年、人々の生活意識や価値観が多様化し、心の豊かさや生きがいなどを求める傾向が一層高まっています。

みどり市では現在、『みどり市総合計画（平成20～29年度）』に基づいたまちづくりを実施中です。その基本政策の中で生涯学習については、「学習の機会や情報の提供を行い、自主的な活動が行えるよう支援していきます。また、郷土の歴史・文化に身近にふれることができる環境づくりを進めます」としています。この『みどり市生涯学習振興計画』は、総合計画を基盤にし、より豊かな市民のための生涯学習社会^{解説18}の実現を図るため、生涯学習を総合行政として全庁的に取り組み、生涯学習の推進体制の整備を図り、その施策を明らかにするために策定するものです。

(2) 計画の性格

この計画でいう“生涯学習”とは、市民自らが自発的・主体的に自己の充実や生活の向上に資するために、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選択し行う学習をいうものです。したがって、生涯学習の主人公は一人ひとりの市民です。

しかし、関連事業は教育行政や教育機関が行うだけではありません。一般行政でも安全・健康・環境・福祉などの分野で教育・啓発事業を実施しています。本計画は、こうした認識に立ち、多様化、高度化している市民の学習要求や自己の充実、生活の向上のための学習活動、仲間づくり、まちづくり、地域づくりなどの活動のため、生涯学習の条件整備の具現化と方向性を示すとともに、生涯学習振興のための諸施策の推進方向を示すものです。

(3) 計画の構成

この計画は、総合計画の「基本構想」にあたる「振興計画のねらいと考え方」と「基本計画」に相当する「振興計画の施策」によって構成します。

「振興計画のねらいと考え方」は、生涯学習がめざすべき方向である基本目標とそれを達成するための基本方針によって構成します。

「振興計画の施策」は、「振興計画のねらいと考え方」で示した基本方針に基づいた具体的な計画とし、課題解決やその計画を実現する考え方、方策などを示しています。

^{解説18} **生涯学習社会**：教育基本法第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習の理念を定義している。

(4) 計画の期間

この計画の期間は、『みどり市総合計画』との整合性を保つため、平成23年度から27年度までの5か年計画とします。

その後、社会情勢の変化などに応じて再検討を加え、必要あるときは計画の修正などを行い、対応していきます。

(5) 計画の体系化

この計画は、市民一人ひとりが自己の充実や生活の向上のために、生涯にわたって必要に応じ、学びたいときに自主的意志に基づいて、「いつでも、どこでも、だれでも」学習できることをめざし、自主学習への支援体制の確立と、生涯学習社会の構築のための環境醸成をめざした体系化を図るものです。

2. みどり市市民憲章とのかかわり

みどり市のまちづくりの目標は、平成20(2008)年3月に制定された『みどり市市民憲章』に定められています。

わたくしたちは、みどり豊かな渡良瀬川の流れを愛し岩宿遺跡やあかがね街道に刻まれた先人の英知を引き継ぎ、未来に向けて希望と調和のあるまちをめざしここに市民憲章を定めます。

自然との共存をめざし 環境にやさしいまちをつくります
歴史と文化を大切にし 互いに学びあうまちをつくります
命を育み共に助け合い 笑顔あふれるまちをつくります
心と体の健康につとめ 活気ある産業のまちをつくります
人権を尊重し きまりを守り 平和で住みよいまちをつくります

これは、本市のまちづくりの目標です。この目標を実現するために、平成20年度から『みどり市総合計画』に沿って、まちづくりの基礎である生活環境や産業・福祉・教育などの整備振興を図っています。

まちづくりの目標である『市民憲章』を具現化するのは、一人ひとりの市民です。乳児期から高齢期までの人生設計は、家庭・地域・学校・職場などでの生活を通じて確立されていきますが、その過程の根本は、教育の力によるところが大きいと考えます。

また、市民憲章が期待する市民像をめざして、みどり市教育委員会では、教育行政の基本理念として、

みどり市教育委員会は、高い知性、豊かな情操と徳性、たくましく生きるための健康や体力を備え、社会の変化に主体的に対応できる市民の育成を目指して、教育行政を推進します。

そして、郷土を愛する心と社会連帯意識を培い、国際的視野に立った協調の精神を養うとともに、自然と環境を守り、文化や伝統を尊重する未来を展望した教育の振興を図ります。

を掲げ、教育行政を推進しています。

みどり市生涯学習振興計画は、「いつでも、どこでも、だれでも、自由に学べる生涯学習社会の実現」への筋道を示したものであり、市民憲章のまちづくり、教育の目標である人づくりに近づくためのものです。

この計画は、生涯学習を振興するための計画ですから、教育行政の基本理念やこれまでの教育関係の部門計画を基本とすることはいうまでもありません。また、一般行政部局や学校教育、社会教育で推進されていたこれまでの活動を否定するものでもありません。あえていえば、これまでそれぞれの行政組織体系で推進してきたものを、生涯学習というマスター・コンセプトに基づいて再構築するものです。その上で、この計画は次のような考え方に立って策定します。

『みどり市総合計画』における施策の方向との整合性を図り、かつ総合計画を具現化する計画としました。

本市のこれまでの学校教育、社会教育の蓄積、時代の変化と要請、市民の今日的学習ニーズ、教育をとりまく諸問題などを総合的に検討しました。

市民の学習活動の全体を捉えるのではなく、一般行政・学校教育・社会教育で行われている既存事業や活動の中核に据えた公的生涯学習振興のための計画としました。

3．振興計画の基本目標

この計画の基本目標として、以下の6つを生涯学習振興計画の基本目標としました。

(1) 生活を見つめなおし、自然に親しみ共存できる地域社会をめざします

市民が快適な生活を営むためには、道路や下水道をはじめとするインフラストラクチャー^解
^{説19}の整備が大切であることはいうまでもありません。本市でも下水道整備事業をはじめとする生活基盤整備事業を推進しています。民間企業も市内の国道50号線沿線を中心に進出するな

^解 説19 インフラストラクチャー：infrastructure。インフラ。都市の基盤となる道路・鉄道・上下水道・電気・通信などの施設。

ど、目を見張るものがあります。しかし、利便性だけを追求した地域開発は人の心を殺伐としたものにしてしまいます。これに対し、自然は人の心を和ませ、生活に安堵感を与えてくれます。

本市には、袈裟丸山や要害山をはじめ緑豊かな山林や豊かな水をたたえる渡良瀬川や阿左美沼など多くの自然を残しています。また、田畑は四季折々にその色を変え、私たちに季節の移り変わりを教えてくれます。自然の美しさによって人間は美しいものに感動する心を育てたり、多くのことを学んだりしています。

私たちの生活は、高度経済成長を経て物質的に大変豊かになりました。しかし、大量生産・大量消費が続けられた結果、本市にとっても生活雑排水やゴミの問題は深刻になっています。こうした問題はひとつの地域や国にとどまらず、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模にまで拡大し、国際的な問題となっています。

今日では、私たちの生活そのものが、知らず知らずのうちに自然破壊や環境破壊を引き起こしているという現実もあります。自然を大切にすることとは、緑地の保全運動や野生動植物の保護も大切なことですが、市民一人ひとりが生活そのものを見直し、自然と共存するための生活スタイルをつくり出すことが大切です。

この計画は、市民一人ひとりが自然と共存し心豊かに暮らせる地域づくりをめざします。

(2) 歴史に学び、豊かな地域文化を創造します

みどり市の公共ホールでは「地方の文化が持つ役割は、そこに住む人々の心を豊かにし、地域を活性化することにある」として、地域文化創造活動の推進を運営の柱のひとつに各種事業を展開しています。文化という言葉は広い意味で用いられるため、一口に“文化”といっても個人によってそのとらえ方が異なります。

文化は一部の個人や団体によって形成されるものではなく、市民の日常生活の中で生まれてくるものです。魅力ある個性的な文化を創りあげていく力は、市民一人ひとりの個性と創造力によります。市民の個性と創造力が学習という自発的な活動を通じて磨き高められることによって地域文化の土壌と基盤ができあがります。

市民一人ひとりが文化の本質を理解し、文化を大切にすることが、地域文化創造の基礎となります。特に、地域の伝統文化の保存や復活は大切であると考えます。また、文化財は、地域の歴史・文化の理解に欠くことのできないものです。本市には国指定史跡（文化財）としての岩宿遺跡や西鹿田中島遺跡をはじめ、県や市指定の文化財が数多くあります。これらの有形無形の文化財が保存・活用されて、文化財に関する関心が高まることにより、郷土の歴史が大切にされ、そこから新たな文化が生まれてきます。

この計画は、市民一人ひとりが郷土の歴史と地域の文化を大切にすることを目指す地域づくりをめざします。

(3) 人と人とのふれあいを大切にし、いきいきとした地域づくりをめざします

人が社会生活を営むということは、人間関係を抜きには考えられません。豊かな生活とは、精神的な面からみれば、人と人とのつながりをどれくらい持てるかということではないでしょうか。人間関係の構築こそ豊かな生活の基本条件であると考えます。

多くの転入者がある一方、地域的には過疎化、混住化、都市化とさまざまな問題が同時進行する本市にとって、子どもから高齢者までのすべての市民に知り合う機会を大切にする必要があります。市民の出会いが大切にされることによって、人と人とのふれあいが生まれます。

特に、最近の子どもたちは、遊びによる子ども社会が形成されず、異年齢の子ども同士のふれあいが少なく、同年齢の子どもたちでも友だちのつくり方や集団での遊びが不得意であるとの指摘もあります。また、学校週5日制も平成14年度から完全実施されています。こうした点を重視し、学校の教育課程や学校外の地域活動などでも子ども同士や子どもから高齢者までの出会いの場所（異年齢や世代間交流の場）を積極的につくり出す必要があると考えます。人と人が豊かにふれあうことにより、一人ひとりの市民の生活が潤い、その潤いがいきいきとした地域社会をつくります。

この計画は、市民一人ひとりが豊かにふれあえる地域づくりをめざします。

(4) 主体性のある自己の確立をめざし、生涯を通じて豊かに生きる力を養います

人生80年時代を迎え、高齢者の人生の過ごし方が大変重要となってきています。また、成人の労働時間の短縮による余暇時間も徐々に増加しています。加えて、女性の社会参加による男女共同参画社会の形成も必要となっています。

学習権宣言や日本国憲法などを引用するまでもなく、学ぶということは人が人らしく生きることを保障するものです。人と人との出会いが大切なのは、そのことが人の心を動かし、何かを知り、そこから新しい何かを求めていく、人としての“成長”が期待されているからです。“成長”のキーワードは“学習”であるといえます。出会いは、学習を通じてふれあいを生み、市民の生活や地域に潤いをもたらします。

本来、学習という行為は自分自身が成長することであり、楽しいはずのものです。ところが、これまでの教育は知識や技術の教授を重要視するあまり、必ずしも楽しいものとはいえませんでした。特に、これからの学校教育は生涯学習の基礎学習として、学ぶ喜びや学び方を大切にした教育を推進することが大切となります。

市民の学習要求は、その形態も内容も質もさまざまです。今後の生涯学習社会では、市民の学習要求を適確に把握するとともに、できるだけ豊富な資料と学習機会を提供することが大切となります。市民の学習の目的は、教養を高めたり健康増進であったり、余暇時間の活用であったり、とさまざまですが、学習の最終目的は物事を主体的に判断できる人としての成長であり、人間形成を通じて豊かに生きる力を身につけるためのものであると考えます。学習という行為は、常に広がりを持ち、内容や質も段階的に発展するものです。こうした広がりや発展が、

生活課題や地域課題へ向けられた時、私たちの街が大きく変わります。

この計画は、市民が「いつでも、だれでも、どこでも、どんな内容でも、自由に、楽しく」学べる地域づくりをめざします。

(5) 豊かな感性と自由な発想が生かせる活力ある民主的な地域をめざします

“若さ”は可能性の象徴であり、活力の象徴であると考えます。若さには、年齢的な若さと精神的な若さがあります。

年齢的な若さの問題では、青少年の特徴として、自己中心・消極主義・社会的無関心などが指摘され、少子化による保護者の過干渉や偏差値教育、社会に出てからの管理社会などがその原因であるといわれています。青少年は豊かな感性と自由な発想、行動力など限りない可能性をもっています。

青少年教育の意義は、人格形成の中心的時期にあたるこの時にさまざまな体験や人との交流を通じて“自己形成”をしていく大切な時期にあたります。近年アイデンティティ^{解説20}という言葉をよく耳にし、その喪失が問題とされています。自分自身が何であるかを考えると同時に、他人や社会との相互作用、交流を通じて自分自身のあり方を他人と共有するという社会的態度を身につけることが必要といえます。青年期は、アイデンティティの確立に非常に重要な時期ともいえます。

“次代を担う青少年”とよく使われます。次代を豊かに生きる青少年を育てるために発達段階に適応した教育が、生涯学習の観点から推進される必要があります。私たちは、元気、チャレンジ、冒険、活動的、行動力、エネルギッシュなどの言葉から若さをイメージします。地域の活性化の基本は、若さからくるイメージに集約できるのではないのでしょうか。可能性の固まりである青年たちが、自由な発想で発言し、活動の場、活躍できる立場などがある。また、そうした試みを地域全体で応援していく環境を持っていることが、若さあふれるいきいきとした地域といえるのではないのでしょうか。

この計画は、市民一人ひとりの豊かな感性と自由な発想が活かせる地域づくりをめざします。

(6) お互いに尊重しあい、安心して生活が送れる地域社会をめざします

わが国は国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に批准しています。特に平成6(1994)年5月には『児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)』に、その翌年の12月には『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)』^{解説21}にも批准しました。自由・平等・人権の確立は国際的な潮流となっています。市民一人ひとりが個人として尊重されるということは、個人の人権が守られることにほかなりませ

^{解説20} アイデンティティ：identity。自己同一性とか自我一体性といわれるも、社会や同時代の人々、または周囲の人々が、与える社会的定義を自分なりに受け止め、それを自己についての定義として確認するところの信頼感に満ちた感覚であるといわれる。

^{解説21}：子どもの権利条約、人種差別撤廃条約のほかに女子差別撤廃条約にも批准。

ん。すべての人々の基本的人権が保障される社会を築き、次代へ引き継ぐことは私たちの責務であると考えます。

学校現場では、いじめ問題が常態化しています。また、登校拒否の児童・生徒も依然として高い比率にあります。思いやりや優しさ、助け合う心など人権を尊重するための基本的な感性を、体験を通じて育てることが大切となっています。

社会教育は、人間として個と個のぶつかり合いの中で自分自身を知り、他人との関係から共同・連帯、そして自立への質的な変化をめざしていく実践の場です。しかし、ライフスタイルや価値観の多様化などから“学びあい、成長しあう”実践がなかなか展開しにくい状況が生まれています。学校教育、社会教育ともに個人の自主性が育まれ、相手の人権が尊重できる教育を推進する必要があります。

高齢社会を迎えた今日、「高齢者福祉」「地域福祉」といった言葉をよく耳にするようになりました。地域福祉とは、ノーマライゼーション^{解説22}の考え方のもと、市民と行政が一体となって援助組織や施設をつくりあげ、障がい者や高齢者が家庭や地域の中でコミュニケーションを保ちながら生活できる地域社会をつくろうとするものです。こうした地域社会の実現のためにも生涯学習の場で、一人ひとりの存在と発言が大切にされ、互いに尊重しあえる人間関係が構築されることが大切です。

この計画では、市民一人ひとりが同じ人間として尊重しあえる地域づくりをめざします。

4．基本目標を実現するための基本方針

この生涯学習振興計画の基本目標を達成するため、以下の基本方針を示しこれに基づきさまざまな施策を展開します。

基本目標	基本方針
生活を見つめなおし、自然に親しみ、共存できる地域社会をめざします	自然に親しみ、自然を愛する心が育つような学習機会を提供します。 消費社会や企業社会の構造を見極められるような社会科学的な学習機会を充実します。 リサイクル運動など生活環境への理解と活動への参加を促進する地域づくりを援助します。
歴史に学び、豊かな地域文化を創造します	日常的な文化活動を振興するとともに、自主的・創造的な活動を推進します。 多様化、高度化する芸術・文化のニーズに応えられるような文化活動の条件整備を進めます。

^{解説22} ノーマライゼーション：normalization。デンマークのバンクミケルセン博士の提唱。高齢者や障がい者などすべての人々が一緒に暮らす社会こそむしろ正常(ノーマル)だという福祉のあり方についての主張。

	<p>文化財の保護、保存を通じて、郷土の歴史や文化に対する理解を深め、郷土意識を育むための学習機会を拡充します。</p>
<p>人と人とのふれあいを大切にし、いきいきとした地域づくりをめざします</p>	<p>人々の出会いや交流を深め、地域の連帯感を醸成するための学習機会や活動を推進します。</p> <p>地域課題を協力して解決することを通じて、自治能力を高め、地域の諸団体の連携や市民の活動への参加を進めるための環境を整備します。</p> <p>青少年の健全育成をめざし、家庭・学校との連携のもと地域の教育力の充実に図ります。</p>
<p>主体性のある自己の確立をめざし、生涯を通じて豊かに生きる力を養います</p>	<p>自ら課題を見出し、主体的に行動することができるようにするための資料と学習機会を拡充します。</p> <p>多様化、高度化する学習ニーズに対応した学習機会を拡充し、学習環境を整備します。</p> <p>主体的な学習機会を推進するための学習情報の提供、相談機能を充実します。</p> <p>豊かな心を育み、暮らしが切り拓かれるよう生活課題・地域課題を解決するための学習や活動に対して積極的な援助体制を確立します。</p> <p>生活の質的な向上をめざして、合理性・科学性を養い、生活技術を高めるような学習機会を拡充します。</p> <p>社会の変化や労働の変化に対応できる学習機会を拡充します。</p> <p>豊かな国際性が育まれるような学習機会の充実に図ります。</p>
<p>豊かな感性と自由な発想が生かせる民主的な地域をめざします</p>	<p>学習文化活動が民主的に運営されるように積極的な援助を行います。</p> <p>若者の要求や関心を活かした学習、相談機能を充実します。</p> <p>青少年の学習と多面的な活動の場を拡充します。</p>
<p>互いに尊重しあい、安心して生活がえられる地域をめざします</p>	<p>互いに生命と人権を尊重しあえる学習機会や活動を促進します。</p> <p>福祉に対する啓発活動を推進し、市民主体の地域福祉の確立のための学習や活動を積極的に援助します。</p> <p>高齢社会に対応した、学習文化活動の振興を図ります。</p> <p>日常的なスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、健康を守り、高めるための活動を促進します。</p>